

# 児発第 299 号通知

## ～ 前期末支払資金残高の取扱 ～

### 1. 前期末支払資金残高の取り崩し

「前期末支払資金残高の取り崩しについては、事前に貴職に協議を求め、審査の上適当と認められる場合は、使用を認めて差し支えないこと。」とあります

原則として都道府県知事等が使用を認めた場合には取り崩すことができます

イ. 口の場合は事前協議を省略して差し支えありません

イ. 自然災害その他止むを得ない事由により取り崩しが必要な場合

口. 取り崩す合計額が施設の経常収入計（予算額）の 3% 以下である場合

### 2. 運営費弾力運用の第三段階までのすべての要件を満たす場合

次のイ. 口. の条件を満たした場合は

前期末支払資金残高で人件費、水道光熱費等通常の経費の不足分を補填できます

イ. 運営費弾力運用の第三段階までのすべての要件を満たす場合で

口. 都道府県知事等（社会福祉法人の場合理事会）の承認を得た場合

上の の場合、施設の運営に支障が無い範囲において下記イ. 口. 八の経費に充当できます

イ. 法人本部の運営に要する経費

口. （第 1 種社会福祉事業、第 2 種社会福祉事業、子育て支援事業）の（運営、施設設備の整備等）に要する経費

八. 公益事業（子育て支援事業を除く）のうち事業規模が小さく保育所の運営と一体的に運営が行われる事業及び指定居宅サービス事業等に要する経費（前期末支払資金残高の 10% を限度とします）

### 3. 図解

#### （1）前期末支払資金残高の取崩

| 条件を満たせば                          | 取崩 |
|----------------------------------|----|
| 都道府県知事等は認めた場合                    | 可能 |
| 自然災害その他止むを得ない場合（知事等への事前協議省略可能）   | 可能 |
| 経常収入計（予算額）の 3% 以下（知事等への事前協議省略可能） | 可能 |

#### （2）運営費弾力運用の第三段階までのすべての要件を満たす場合

| 条件を満たせば                                     | 以下の経費に充当可能             |   |
|---|------------------------|---|
| 運営費弾力運用の第三段階までの条件を満たしかつ理事会（社会福祉法人の場合）の承認を得る | 人件費、光熱水料等通常経費の不足分を補填可能 |   |
|   | 施設の運営に支障が無い範囲で         | 法人本部の運営費に要する経費  |
|   |                        | 第 1 種社会福祉事業等の運営、整備等の経費                                  |
|   |                        | 前期末支払資金残高の 10% 限度（小規模公益事業で保育所と一体的に運営の事業、指定居宅サービス事業）の運営費 |

詳しくお知りになりたい場合にはご連絡ください。

E-mail : [h-murata@yamadasougou.co.jp](mailto:h-murata@yamadasougou.co.jp)

電話 : 03-3694-6091

医療事業部 : 村田知生